

## エチオピアの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

エチオピア連邦民主共和国（英語名は「Federal Democratic Republic of Ethiopia」。以下「エチオピア」という）は、アフリカ大陸の北東部に位置する共和制国家である。周囲は外国と国境を接しており、内陸国である。国土の面積は約 110 万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の 3 倍程度の大きさである。首都はアディスアベバ（英語では「Addis Ababa」）、通貨はブルである。エチオピアの人口は約 1 億 3,500 万人であり（アフリカではナイジェリアに次いで 2 番目に多い）、増加傾向にある<sup>2</sup>。人口が最大の都市は、約 400 万人の人口を擁する首都アディスアベバである<sup>3</sup>。国内には約 80 の言語があるが、国語はアムハラ語である。宗教については、キリスト教徒が約 62%、イスラム教徒が約 34%を占めているが、アフリカの伝統的な宗教を信仰する者も少なくない<sup>4</sup>。また、エチオピアでは、独自の「エチオピア暦」が用いられている<sup>5</sup>。

現在のエチオピアがある地域には、紀元前 10 世紀頃から、アフリカ最古の国家が存在していたといわれている。4 世紀までにはエジプトからキリスト教が伝来し、キリスト教はアクスム王国の国教とされた。16 世紀には、近隣のイスラム教国による侵攻を受けたが、キリスト教国のポルトガルの支援を受けて撃退した。19 世紀には、当時のエチオピア帝国がイタリアの侵攻を受けたものの、1896 年のアドワの戦いによって、一旦は撃退した。しか

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> <https://www.worldometers.info/world-population/ethiopia-population/>

<sup>3</sup> 首都アディスアベバは、赤道に近いが、エチオピア高原に位置し、標高は 2,355 メートル、年間平均気温は約 17 度で過ごしやすい気候である。また、アフリカ連合（AU）等の国際機関の本部が設置される等、アフリカ有数の国際都市となっている。

<sup>4</sup> 本稿におけるエチオピアの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2025 年版』（二宮書店、2025 年）259～260 頁、②外務省ウェブページ「エチオピア 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ethiopia/index.html>）等を参照した。

<sup>5</sup> エチオピア暦では、元日は 9 月 11 日とされる。1 年は 13 か月に分割される（30 日ずつの月が 12 個あるほか、端数の月が 13 番目の月とされる）。時間は、日の出の時間である午前 6 時が、1 日の始まりとされる。また、エチオピア暦における紀元は、グレゴリオ暦よりも 7 年遅れている（キリスト生誕の年の解釈が異なっているため）。『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2021 年）191 頁。

し、イタリアのムッソリーニ大統領は、イタリア人の入植地としての「東アフリカ帝国」の建設を目論み、1935年に再びエチオピア帝国に侵攻し、1936年にはイタリア軍が首都アディスアベバに入城し占領した。その後、1939年に第二次世界大戦が勃発し、イタリアは枢軸国側で参戦し、英国等の連合国側と戦いを繰り返した。エチオピアを占領していたイタリアの勢力は退潮するとともに、英国軍が優勢となり、1941年にはエチオピア皇帝セラシエ1世がアディスアベバへの帰還を果たした。1942年には英国により独立国として承認された。エチオピアは、1952年にエリトリアと連邦制国家を成立させたが、1962年にはエリトリアを州として併合した。その後、軍のクーデターによるセラシエ1世の廃位等の混乱が続いたが、1987年に「エチオピア人民民主共和国」が成立し、エチオピア労働者党による一党独裁制が敷かれた。北部ではエリトリアの分離独立をめぐる内戦が続いていたが、1991年に反政府勢力等が首都に突入して内戦を終結させ、1993年にエリトリアの独立が承認された。1995年には、遂に、「エチオピア連邦民主共和国」が成立した。2018年に就任したアビィ・アハメド首相は、対立関係にあったエリトリアとの和解交渉を開始し、エリトリア及びソマリアとの「包括協力協定」に署名する等して、エリトリアとの和平を成し遂げたことが評価され、2019年にノーベル平和賞が授与された。

エチオピアの主な産業は、農業である。コーヒー豆は、エチオピア発祥といわれている<sup>6</sup>。また、ニオブ、タンタル、プラチナ、金、銀等の鉱物資源も存在する。発電量の約97%は、水力発電で賄われている。エチオピアは最貧国の一つといわれているが、近時は、安定して比較的高いGDP成長率を維持している（2022年は6.4%、2023年は7.2%）。最近のエチオピアでは、携帯電話が爆発的に普及している<sup>7</sup>。エチオピアにとっての主な輸出国は、金額の多い方から順に、米国、サウジアラビア、ソマリア、ドイツ、オランダであり、主な輸入国は、中国、インド、米国、トルコ、モロッコであり、日本はいずれの上位5か国にも入っていない。日本からエチオピアへの輸出金額が大きい品目は、バス・トラック、一般機械、オートバイ、乗用車、自動車部品であり、輸入金額が大きい品目は、コーヒー豆、ごま、切花、衣類、金属鉱・金属くずである<sup>8</sup>。

---

<sup>6</sup> かつて、エチオピア産のコーヒー豆の「Harar」、「Sidamo」、「Yirgacheffe」をエチオピアが米国、欧州、カナダ、日本等で商標登録しようとした際、それらの名称が「地名」であるのか「銘柄」であるのかが争点として争われたことがある。米国では、米国特許商標局が登録出願を拒絶したが、その後、スターバックス・コーヒーは、それらが「銘柄」であることを認めることで合意した。日本では、特許庁がエチオピアの出願を拒絶したが、その後、知的財産高等裁判所は、それらの地域で生産されたコーヒー豆に当該名称を使用する場合は「銘柄」であると認識されること等を理由として、商標登録を無効とした特許庁審決を取り消した。

<sup>7</sup> エチオピアにおける固定電話契約数は100人あたり0.7件しかないのに対し、携帯電話契約数は100人あたり57.9件もある（前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2025年版』260頁）。

<sup>8</sup> 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2025年版』260頁。

エチオピアは、「アフリカ連合」(African Union, AU)<sup>9</sup>に加盟しており、その本部は首都アディスアベバに置かれている。また、「アフリカ大陸自由貿易圏」(African Continental Free Trade Agreement, AfCFTA)<sup>10</sup>にも加盟しており、現在、全面的な実施に向けた取り組みが行われている<sup>11</sup>。

## II 知的財産法全般

エチオピアの法制度は、シビル・ロー（大陸法）と慣習法の混合法系に属する<sup>12</sup>。制定法の法体系は、憲法を頂点として、その下には、①議会が制定する布告 (Proclamation)、②閣僚会議が制定する規則 (Regulation)、省庁が制定する施行令 (Implementing Directives) 等により構成される。

エチオピアの知的財産関連法としては、「産業財産（発明・小発明・意匠）法」（以下「産業財産法」という）、「商標登録・保護法」（以下「商標法」という）<sup>13</sup>、「著作権・著作隣接権保護法」（以下「著作権法」という）<sup>14</sup>、「植物育成者権法」等がある<sup>15</sup>。

知的財産権に関連するエチオピアの政府機関は、エチオピア知的財産局 (Ethiopian Intellectual Property Authority, EIPA)<sup>16</sup>である。エチオピア知的財産局は、首都アディスアベバにあり、知的財産権の法的保護を目的として 2003 年に設立された。主に特許・意匠・商標の出願の受理・審査・登録、著作権登録申請の受付等の業務を行う機関である。

エチオピアは、WIPO の加盟国ではあるものの、まだ WTO に加盟しておらず、知的財産権に関する主要な国際条約（例えば、パリ条約、PCT 条約、TRIPS 協定、ハーグ協定、マドリッド協定議定書、ベルヌ条約等）への加盟が進んでいなかった<sup>17</sup>。しかし、最近、WTO 協定 (TRIPS 協定を含む)、工業所有権の保護に関するパリ条約、商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書への加盟に向けた国内手続が進められている。近い将来、これらの条

---

<sup>9</sup> <https://au.int/>

<sup>10</sup> <https://au-afcfta.org/>

<sup>11</sup> [https://www.ena.et/web/eng/w/eng\\_5511144](https://www.ena.et/web/eng/w/eng_5511144)

<sup>12</sup> <https://library.law.northwestern.edu/cihrethiopia/nationallaw>

<sup>13</sup> 「商標法」は 2006 年に制定されたが、具体的な手続等を定めた規則が制定されていなかったため、施行されていなかった。結局、同法が施行されたのは、「商標登録・保護規則」の施行と同じく、2012 年 12 月 24 日となった。

<sup>14</sup> 2004 年に制定された著作権法は、2014 年に改正された。改正後の「著作権法」の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/am/et/et001am.pdf>

<sup>15</sup> 本稿における「産業財産法」、「商標法」及びそれらの規則の日本語の訳語は、原則として、特許庁ウェブサイトに掲載されている日本語訳に従った。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html#africa>

<sup>16</sup> <https://eipa.gov.et/>

<sup>17</sup> アフリカの多くの国が加盟する「アフリカ広域知的財産機関」(ARIPO) 及び「アフリカ知的財産機関」(OAPO) にも、エチオピアは加盟していない。

約への加盟が実現し、それに合わせた法改正も進められる予定である。

### Ⅲ 特許

#### 1 要件

「特許」とは、発明を保護するために付与された権利をいう。ここに「発明」とは、技術分野における特定の問題の解決を実際に可能にするような発明者の発案をいい、物又は方法に関連しているものを発明とすることができる。

発明に特許が付与されるためには、不特許事由に該当してはならないほか、「新規性」、「進歩性」、「産業上利用可能性」といった特許要件を満たしている必要がある。

不特許事由としては、①公の秩序に反する発明、②植物若しくは動物の品種又は植物や動物の生産に必須の生物学的方法、③ゲームをするため、又は商業的若しくは工業的活動及びコンピュータ・プログラムを実行するための方式、法則、方法、④発見、科学理論及び数学的方法、⑤手術若しくは治療による人体又は動物の処置方法、及び人体又は動物の診断方法、⑥著作権で保護されない作品がある。

新規性は、発明が先行技術によって予測されていない場合に認められる。先行技術とは、国内外において、出願日前に又は当該発明につき主張された優先権に係る優先日前に、有形媒体での公表、口頭による発表、若しくは使用又はその他の方法によって、公衆に開示されたすべてのものから構成される。なお、発明の公衆への開示が、出願日又は出願に係る優先日前 12 か月以内に行われた場合、又は出願人若しくは前権利者によって行われた行為又は出願人若しくは前権利者に関係した第三者によって行われた濫用的行為を理由とするものである場合には、新規性判断の考慮には入れられない。

進歩性は、発明が、先行技術を参酌しても、当業者にとって自明でなかった場合に認められる。

産業上利用可能性は、発明が、工芸品、農業、漁業、社会福祉及びその他の分野で製造又は使用される場合に認められる。

#### 2 特許を受ける権利

特許を受ける権利は、発明者に帰属する。二人以上の者が共同である発明をした場合、その特許を受ける権利は、全員に共同で帰属する。

原則として、雇用契約の履行としてなされた職務発明についての特許を受ける権利は、雇用主に帰属するものとされる。雇用契約とは無関係になされた職務発明についての特許を受ける権利は、①雇用主の資源、データ、手段、材料又は機材を使用せずになされた発明の場合は、従業員に単独で帰属し、②雇用主の資源、データ、手段、材料又は機材を使用してなされた発明の場合は、従業員と雇用主が等しい持分で共有するものとされる。

特許を受ける権利は、譲渡すること、また、相続によって移転することができる。

### 3 出願

エチオピアでは、先願主義が採用されている。

出願人の常居所又は営業所がエチオピア国内に無い場合、出願人は、エチオピア国内に住所を有する者を、代理人としなければならない。

特許出願は、所定の方式でエチオピア科学技術委員会（以下「委員会」という）に対して願書を提出しなければならない。明細書、特許請求の範囲、要約及び図面を含む。

願書には、特許付与の請願、出願人、発明者及び代理人の氏名その他の事項、発明の名称を含まなければならない。出願人が発明者でない場合は、出願人の権利を正当化する記載を願書に含めなければならない。

明細書には、当業者が当該発明を実施するのに十分明確かつ完全な方法で発明を開示しなければならない。かつ、特に、発明を実施するために出願人が知る少なくとも一つの様態を示さなければならない。明細書は、特許請求の範囲を解釈するために用いることができる。

特許請求の範囲には、保護を求める事項を明確かつ簡潔に記載しなければならない。また、明細書により十分に裏付けがされていなければならない。

要約は、技術を理解するためにのみ用いられるものであり、保護の範囲を解釈するために考慮してはならない。

図面は、発明を理解するために必要とされる場合に求められるものであり、特許請求の範囲を解釈するために用いることができる。

出願言語は、英語又はアムハラ語である。出願の一部を構成する文書又は委員会に提出された文書が英語又はアムハラ語以外であるとき、英語又はアムハラ語の翻訳文を添付しなければならない。

出願人は、出願が承認を受ける準備が整うまで、出願について補正をすることができる。但し、補正が原出願における開示の範囲を越えない場合に限られる。また、出願人は、出願が承認を受ける準備が整うまで、出願を複数に分割することができる。但し、各分割出願が原出願における開示の範囲を越えない場合に限られる。

出願人は、委員会の求めに応じて、出願において特許請求の対象とされた発明と同一又は実質的に同一の発明について、①外国出願の日付及び番号を提出し、②外国出願に関して実施された調査・審査の結果に関して受け取った通知の謄本、外国出願を基にして付与された特許の謄本、外国出願を拒絶し又は外国出願における特許付与の請求を拒絶する最終決定の謄本を提出し、③外国出願を基にして付与される特許を無効にする最終決定の謄本を提出しなければならない。

### 4 審査

特許出願が行われた場合、委員会は、出願が方式的要件を満たしているか否かを審査する。出願が方式的要件を満たしていない場合、委員会は、出願人に出願の補正を求める。出願人が2か月以内に、必要な補正をしなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされる。

委員会は、特許出願が方式的要件を満たしていると認める場合、新規性、進歩性及び産業上利用可能性等の実体的要件を満たしているか否かを審査する。委員会は、委員会により準備された審査当局に対し、特許出願及び関係書類を送付して、調査・審査報告を請求することができる。委員会は、調査・審査報告の結論を考慮した上で、実体的要件が満たされていないと考える場合、出願人に書面で通知し、必要ならば複数回にわたり、所定の期間内（2か月以上6か月以下）にその出願を補正するか又は分割するよう要求することができる。出願人が当該要求に従わない場合、又は出願人が補正又は分割を提示したものの、実体的要件が満たされていないと委員会が考える場合、委員会は、当該出願を拒絶し、その旨を書面で出願人に通知することができる。

## 5 登録

委員会は、調査・審査報告の結論を考慮した上で、実体的要件が満たされていると考える場合、当該出願に係る特許を付与し、その旨を書面で出願人に通知するとともに、特許付与の公報による公表、出願人に対する特許証と謄本の交付、特許の登録等を行う。

特許権の保護期間は、原則として、出願日から15年間である。但し、発明がエチオピアで適切に実施されているとの証明がある場合、さらに5年間延長することができる。

特許権者は、特許発明の生産、使用、その他の利用をする権利を専有するが、特許発明に係る製品をエチオピアに輸入する独占権を有しない。第三者は、特許権者の許諾を得ない限り、特許発明を利用することはできない。

特許権者は、エチオピアにおいて、状況に応じて適切かつ合理的な範囲で特許発明の実施をし、又は他者に発明の実施許諾を与える義務を負う。

裁判所は、利害関係人の請求に基づき、特許権が付与された発明が特許を受けることができないものであること等が証明された場合、特許の全部又は一部を無効とすることができる。

## 6 導入特許

外国で特許が付与され、かつ、存続期間が経過していないが、エチオピアでは特許が付与されていない発明について、利害関係人は、「導入特許」の付与を求めて出願することができる。導入特許の要件は、前述した特許発明についてのものと同一であり、かつ、同一の方式に従わなければならない。導入特許の出願人は、その出願に際して、外国特許の特許番号、出願日、特許付与国等の情報を示さなければならない。導入特許の存続期間は、10年まで延長することができる。

## 7 小特許（実用新案）

エチオピアでは、「新規性」及び「産業上利用可能性」を有する小特許（「進歩性」は要件とされない）は、委員会によって発行される実用新案証書によって、保護を受けることができる。

「新規性」について述べると、出願時においてすでにエチオピアで刊行物に記載され、公開され、又は公然と利用されている場合、新規なものとはみなされない。出願日前 6 か月以内の刊行物記載又は利用は、それが出願人による実施に基づいている場合、新規性は失われない。

実用新案証書による保護が受けられない場合としては、①特許された対象又は公有財産の形状・大きさ・材質の変更にすぎない場合（但し、当該変更が、対象の品質や機能を改めることにより、その利用や想定された機能上の効果が改善される場合はこの限りでない）、②既知の組み合わせの要素を同等の機能を有する他の既知の要素に単に置き換えただけである場合（但し、その利用や想定された機能上の効果が改善されない場合に限る）、③公序良俗に反する小発明である場合がある。

委員会は、出願の方式審査を行うことにより、実用新案証書付与の可否について決定する（即ち、実体審査は行われない）。

特許の付与又はその拒絶前であればいつでも、特許出願人は、1 回に限り、特許出願を実用新案証書の出願に変更することができる（逆も同様）。

実用新案証書の有効期間は 5 年間である。但し、当該小発明がエチオピアで実施されていることが証明された場合には、さらに 5 年間延長することができる。

## IV 意匠

### 1 要件

「意匠」とは、線又は色彩の組合せ、若しくは線又は色彩と組み合わせられるか否かを問わず三次元の形態をいう。但し、これらの組合せ及び形態が産業製品又は工芸品に特別な外観を与え、かつ産業製品又は工芸品の模様となる場合に限られる。専ら技術上の結果を得るために用いられるものには、意匠としての保護は及ばない。

意匠の登録を受けるためには、「新規性」及び「実用上利用可能性」の要件を満たしている必要があるほか、不登録事由に該当してはならない。

意匠は、その重要な特徴の全体が、国内又は国外で知られている他の意匠の重要な特徴の全体と異なるものであり、かつ、登録出願日又は該当する場合には優先日の 1 年以上前に公表されたものでない場合には、新規性が認められる。

意匠は、製品を繰り返し製造するためのひな形としてこれを利用できる場合には、実用上

利用可能性が認められる。

不登録事由としては、公序良俗に反する意匠がある。

## 2 出願

エチオピアでは、先願主義が採用されている。

出願人の常居所又は営業所がエチオピア国内に無い場合、出願人は、エチオピア国内に住所を有する者を、代理人としなければならない。

意匠出願の願書には、請求、意匠が化体した物品の実例、その絵画的描写、及び意匠が使用される物品の種類の記事を含まなければならない。

出願は、一つの物品に含まれる一つの意匠、又は、同じ種類の商品又はセットで販売又は使用される物品に含まれる二つ以上の意匠を対象とするものでなければならない。

出願言語は、英語又はアムハラ語である。出願の一部を構成する文書又は委員会に提出された文書が英語又はアムハラ語以外であるとき、英語又はアムハラ語の翻訳文を添付しなければならない。

## 3 審査

意匠登録出願が行われた場合、委員会は、出願が方式的要件を満たしているか否か、意匠の定義に合致しているか否かを審査する。

委員会は、意匠登録出願が上記の要件を満たしていると認めるときは、意匠を登録し、登録を公告し、出願人に対して意匠登録証書を交付する。そうでないときは、出願を拒絶する。

## 4 登録

意匠登録の存続期間は、出願日から 5 年間である。当該意匠がエチオピアで実施されていることが証明された場合には、さらに 5 年間の延長が 2 回まで可能とされている。

意匠登録証書の保有者は、当該意匠の生産、使用、その他の利用をする権利を専有する。

## V 商標

### 1 概要

「商標」とは、ある者の商品又はサービスを他の者の商品又はサービスから識別することができる視覚的に認識可能な標識をいう。これには、語、デザイン、文字、数字、色彩、商品若しくはその包装の形状、又はこれらの組合せが含まれる。団体商標も認められる。

不登録事由には、「絶対的不登録事由」と、「相対的不登録事由」がある。

絶対的不登録事由としては、①音又は匂いから成る商標、②ある者の商品又はサービスを他の者の商品又はサービスから識別することができない商標、③公序良俗に反する商標、④

専ら、商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価額、原産地、商品の生産若しくはサービスの提供の時期、又は商品若しくはサービスのその他の特徴を示す標識又は表示から成る商標、⑤専ら、出願されている商標登録の対象である商品若しくはサービスに関する現在の言語使用において通例のものになっているか又は経済及び事業活動において通例のものになっている標識又は表示から成る商標、⑥専ら、商品自体の性質から生じるか、商品の技術的成果を得るために必要であるか又は商品に実質的な価値を与える形状から成る商標、⑦特に当該商品若しくはサービスの原産地又はこれらの性質若しくは特徴に関して、公衆又は業界に誤認を生じさせるおそれがある商標、⑧いずれかの国、政府間組織若しくは国際条約によって創設されたその他の組織の紋章、旗その他の記章、名称若しくは略称、若しくは名称のイニシャル、若しくはそれらの国若しくは組織により採用された公式の標識若しくは印章と同一であるか、それらの模倣であるか又はそれらを包含している商標、⑨専ら出願人の姓から成る商標、⑩専ら生きている個人の完全名称から成る商標であってその者の同意を得ていないもの等がある。

また、相対的不登録事由としては、①当該商標が、同一の商品若しくはサービス、又は密接に関係する商品若しくはサービスに関する他人の先の商標と同一であるか、又は当該商標が、誤認若しくは混同を生じさせるおそれがある程に前記商標に近似する場合、②当該商標が、他人の同一の若しくは類似の商品若しくはサービスについてのエチオピアにおける使用により周知のものとなっているか又は確立された商標と同一であるか若しくは混同を生じる程に類似するか又はその変形を包含する場合等がある。

## 2 出願

エチオピアでは、先願主義及び一出願多区分制が採用されている。

出願人の常居所又は営業所がエチオピア国内に無い場合、出願人は、エチオピア国内に住所を有する者を、代理人としなければならない。

商標登録の出願は、所定の方式で EIPA に対して行わなければならない、願書、標章を複製したもの（3 通）、及びニース分類の区分に従って分類した商品及びサービスであって当該標章の登録請求対象であるもの並びに当該分類の類番号の一覧を含まなければならない。

出願言語は、アムハラ語又は英語である。出願の一部を構成する文書又は EIPA に提出された文書がアムハラ語又は英語以外であるとき、アムハラ語又は英語の翻訳文を添付しなければならない。また、商標に、①アムハラ文字若しくはローマ字以外の文字、又は②アムハラ数字、アラビア数字若しくはローマ数字以外の数字が含まれている場合、それらのアムハラ文字又はローマ字及びアラビア数字への翻字に関する書面を提出しなければならない。

## 3 審査

商標出願が行われた場合、EIPA は、出願が方式的要件を満たしているか否か、実体的要

件を満たしているか否かを審査する。

EIPA は、商標出願が上記の要件を満たしていると認めるときは、直ちに、その旨を所定の方式で公告する。上記の要件のうちいずれかが満たされていないと考える者は、公告後 60 日以内に、EIPA に対し、異議申立書を提出することができる。EIPA は、異議申立書の提出後 30 日以内に、直ちに異議申立書の写しを出願人に送付する。出願人は、通知された所定の期間内（90 日以上が期間が通知される）に、EIPA に対し、答弁書を提出する。出願人が答弁書を提出しない場合、出願を放棄したものとみなされる。出願人が答弁書を提出した場合、EIPA は、その写しを異議申立人に提供する。EIPA は、答弁書提出日から 90 日以内に、当該事件の実体的事項を審査した上で、商標が登録されるべきか否かについて決定を下す。異議申立に関する EIPA の決定に不服のある当事者は、決定の受領日から 60 日以内に、裁判所に提訴することができる。いずれの当事者も裁判所に提訴しなかった場合、EIPA の決定が有効となる。

出願公告から登録されるまでの期間、出願人は、商標が登録された場合と同一の権利を享有する。但し、出願公告後の行為に関して提起された訴訟について、その行為の時点では有効に商標が登録されなかったであろうことを被告が立証したときは、有効な抗弁として取り扱われる。侵害手続は、商標登録日より前に提起することはできない。

#### 4 登録

EIPA は、出願公告日から 60 日以内に異議申立書が提出されなかった場合、又は当該期間内に異議申立書が提出されたが、審査の上、異議申立を却下すべきと判断した場合、商標を登録し、登録を公告し、出願人に対して商標登録証を交付する。

登録商標の存続期間は、出願日から 7 年であり、以後 7 年ごとに何回でも更新することができる。

商標権又はその出願の権利の譲渡・実施許諾は、書面によって行い、EIPA に届け出なければならない。EIPA は、これを記録・公告しなければならない。EIPA による記録がなされなければ、その譲渡・実施許諾は、第三者に対抗することができない。商標権又はその出願の権利の実施許諾契約は、当該商標の使用の対象である商品又はサービスの品質についてのライセンサーによる効果的な管理に係る規定を含まない場合、当該契約は無効とされる。ライセンス契約の条項であって、商標登録によって与えられた権利に基づかないか又は当該権利を守る上で不必要な制限をライセンサーに課するものは、原則として、無効とされる（但し、①商標使用の範囲、領域若しくは期間、又は商標使用の対象である商品若しくはサービスの品質に関する制限、②商標所有者による正当な管理、③ライセンサーに課された商標登録の効力を害する可能性がある行為を差し控える義務は、この限りでない）。

いかなる利害関係人も、EIPA に対して、指定商品又は役務について登録商標が 3 年以上継続して商標権者又は使用権者によって使用されなかったことを理由として、当該登録の

取消を命じるよう請求することができる。但し、商標権者又は使用権者が、正当な理由又は不可抗力により使用できなかったことを証明した場合は、この限りでない。

利害関係人は、EIPA に、商標登録を無効とするよう申し立てることができる。EIPA は、商標登録の無効を請求する者が実体的要件のいずれかが満たされていないことを証明した場合には、商標登録を無効としなければならない。無効とされた商標登録は、商標登録の日から無効であったものとみなされる。当該商標がライセンスの対象になっており、かつ、ライセンサーが当該ライセンス契約から利益を得ている場合において、ライセンシーは、登録の無効に基づいて金銭の払戻を請求することはできない。

## VI 著作権

### 1 著作物

エチオピア著作権法の保護を受ける著作物は、オリジナルでなければならず、有形の表現形式で固定されていなければならない<sup>18</sup>。具体的に著作物に該当するものとしては、①書籍、小冊子、レビュー及び新聞の記事、②講演、講義、演説、説教、その他の口述著作物、③演劇、演劇音楽著作物、パントマイム、振付著作物、その他の舞台著作物、④コンピュータ・プログラム、⑤音楽著作物、⑥視聴覚著作物、⑦建築著作物、⑧素描、絵画、彫刻、リトグラフ、タペストリー、その他の美術品の著作物、⑨写真著作物、⑩地理・地形・建築・科学に関するイラスト、地図、図面、スケッチ、三次元作品がある。

なお、①アイデア、手順、システム、操作方法、コンセプト、原則、発見、又は単なるデータ（それが作品に表現、記述、説明、図示、又は具体化されているか否かを問わない）、②立法、行政、法律に関するあらゆる公式文書、およびその公式翻訳には、著作権法で保護される著作物には含まれない。

### 2 著作権

著作権は、原則として、当該著作物の著作者に帰属する。但し、契約中に規定すれば、著作物の著作者以外の者に著作権を帰属させることは可能である。

著作権には、著作財産権と著作者人格権がある。

著作財産権としては、①著作物を複製すること、②著作物を翻訳すること、③著作物を翻案、編曲、その他の変形をすること、④著作物の原本及び複製物を販売、レンタル、またはその他の方法で、一般に頒布すること、⑤著作物の原本及び複製物を輸入すること、⑥著作物の原本及び複製物を公に展示すること、⑦著作物の演奏、⑧著作物の放送、⑨その他、著

---

<sup>18</sup> 本稿の「著作権」に関する記述については、EIPA の下記ウェブページの解説を主に参照した。

<https://eipa.gov.et/copyright/#:~:text=Copyright%20-%20Ethiopian%20Intellectual%20Property%20Authority,moral%20right%20of%20an%20author.>

作物の公衆への伝達がある。

また、著作者人格権としては、①著作者として自己の氏名を表記する権利、②自己の氏名を表記せず、又は別名を表記する権利、③自身の名誉・信望を損なうような、著作物の歪曲・切除・改変に対して異議を唱える権利、④著作物を公開する権利がある。

エチオピアにおける著作権の保護期間は、原則として、著作者の生存中及び著作者の死後50年間存続する。写真著作物に関する経済的権利は、25年間存続する。放送著作物に関する経済的権利は、放送が行われた時点から、その放送が行われた年の翌年から20年間存続する。

なお、エチオピアはベルヌ条約に加盟していないため、外国人がエチオピア国内又は国外で作成した著作物の保護について、いかなる保証も受けることはできない。それでも、著作物を任意で登録することは可能であり、登録することによる利益を得ることができる可能性はある<sup>19</sup>。

### 3 無方式主義

エチオピアでは、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。しかし、エチオピアには、任意の著作権登録の制度が存在する。EIPAに任意で著作権登録を行なっておけば、将来の著作権侵害紛争において、著作権保有の証拠として使用できるというメリットがある。EIPAは、著作権登録申請があった場合、著作物性についての実体審査を行うことなく、申請者の宣誓供述書に基づいて、著作権登録証が発行される。著作権登録証の有効期限は、発行日から5年間である。著作権登録証は、著作権の一応の証拠として機能する可能性がある。なお、申請者の宣誓供述書の記載内容が真実でないことが判明した場合、申請者は刑事責任を問われる可能性がある<sup>20</sup>。

## VII 営業秘密

世界の多くの国で、営業秘密は、法令又は判例により、保護されている。一般に、「営業秘密」は、以下の3つの要件を満たす必要があるとされている。即ち、①一般に知られていないこと、②情報が一般に知られていないために保有者に経済的利益をもたらすこと、③保有者が秘密を維持するために合理的な努力をしていることである（TRIPS 協定 39 条(2)も同旨）。営業秘密の例としては、製品の製造方法や工程、技術情報、財務情報、未公開特許等がある。

---

<sup>19</sup>

<https://intellectualpropertyrightsoffice.org/Ethiopia#:~:text=the%20Berne%20Convention.,Berne%20Convention%20Status%20of%20Ethiopia,Ethiopia%20or%20in%20other%20countries.>

<sup>20</sup> <https://eipa.gov.et/registration-procedure/>

エチオピアには、営業秘密の侵害についてのみ規定した制定法は無い。しかし、エチオピアにおいても、営業秘密に関連する規定を含む法令が存在する。例えば、「貿易競争・消費者保護法」、「マスメディアの自由及び情報アクセス法」、「技術移転規則」、「民法典」の雇用契約部分、「刑法典」、「コンピュータ犯罪法」、「商法典」等である。これらの法令により、個別具体的事案ごとに、営業秘密保護が認められる。救済手段としては、民事救済（差止命令、損害賠償命令）、刑事救済（拘禁刑、罰金刑）、行政救済（中止命令、回復措置、営業許可取消、過料等）がある<sup>21</sup>。

## VIII エンフォースメント

エチオピアにおける知的財産権侵害（とくに、商標権侵害）に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）、及び税関による輸入差止がある。

### 1 民事的手段（民事訴訟）

商標法によると、商標権者は、商標権を侵害した者を被告として、商標権侵害訴訟を裁判所に提起することができる。そして、裁判所は、被告に対し、①被告による侵害行為の継続を停止させるために差止命令を下すこと、及び②侵害により原告が被った損害を賠償するよう命じることを行うことができる。上記②の賠償額は、(ア)「当該商標の使用から被告が得た純利益」、又は「被告がライセンス契約の条件に基づいて当該商標を使用していたならば被告が課されていたと思われるロイヤルティの額」のうち、いずれか高い方、並びに、(イ)当該訴訟に関連して原告が負った経費に相当する額の合計額とされる。

なお、商標権侵害訴訟を提起しようとする原告は、裁判所に対し、暫定措置を申請することができる。具体的には、①権利侵害の発生を防止すること、及び②権利侵害の申立に関する関連証拠を保全することである。裁判所は、遅延すれば申請人に取り返しのつかない害が及ぶおそれのある場合、又は証拠が滅失する明白な危険が存在する場合、被告を召喚することなく暫定措置を講じる権限を有する。

エチオピアでは、実際に、外国企業が当事者となる商標権侵害訴訟において、重要な判決がいくつも出されている<sup>22</sup>。

### 2 刑事的手段（刑事訴訟）

刑事的手段は、警察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、捜索・差押等の強制処分を行うことにより、侵害行為の停止を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては

---

<sup>21</sup> <https://etelsa.org/resources/thesis/23a84c4d-3cb9-11ed-8a53-0a0027000027/16c05caa-3cc6-11ed-8a53-0a0027000027.pdf>

<sup>22</sup> 例えば、以下のウェブページに紹介されているものがある。

<https://spoor.com/recent-ip-court-judgments-in-ethiopia/>

強力な手段となり得る。また、うまくいけば被疑侵害者に対し有罪判決が下され、被疑侵害者に対して刑罰という強い制裁による感銘力を与えることができること、民事的手段をとるための証拠保全に役立つ可能性もあることというメリットがあるといえる。しかし、エチオピアにおける実務運用上、どの程度の効果があるかについて、事案ごとに検討する必要がある。

商標法によると、商標権を故意に侵害した者は、5年以上10年以下の拘禁刑に処される。また、商標権を重大な過失により侵害した者は、1年以上5年以下の拘禁刑に処される。さらに、場合によっては、侵害商品並びに当該違法行為に使用された全ての材料及び道具の差押、没収及び廃棄も刑罰に含められる可能性がある。

### 3 税関による輸入差止

エチオピアは、エリトリア、ソマリア、ケニア、ウガンダ等、多くの国と国境を接していることから、模倣品の流通を防ぐため、エチオピア税関による輸入差止等の水際措置により模倣品の流通を抑止することは非常に重要である。

商標法によると、税関当局は、商標権者により行われた書面による申請であって、商標登録証及びその他の関係証拠を添えたものに基づき、かつ、申請人が十分な保証金を供託したときは、申請人の権利に係る侵害申立の対象である商品を差し押さえ、留置することができる。税関当局は、商品を差し押さえるためにとった処置について、直ちに申請人及び当該商品の所有者に通知しなければならない。税関当局は、申請人が10営業日以内に裁判所の差止命令を呈示しない限り、供託された保証金を口座に入金した後、差し押さえて留置した商品を引き渡さなければならない。

## IX おわりに

以上、エチオピアの知的財産法制度の概要を簡単に紹介した。エチオピアは、約1億3,500万人の人口が引き続き増加傾向にあり、若年者人口も多く、今後の発展が期待されている。エチオピア企業と貿易取引を行ない、又はエチオピアに現地法人を設立する日本企業も、今後は増加していくことが見込まれる。日本企業のエチオピアビジネスが増加するにしたいが、エチオピアで知的財産法の問題に直面することもますます増えてくるであろうことから、今後、エチオピアの知的財産法制度の動向については注視していく必要があると思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.16359』（経済産業調査会、2025年、原題は「世界の知的財産法・完 第62回 エチオピア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするも

のであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。